AI を活用した災害対応能力の向上に関する協定

安中市（以下「甲」という。）及び株式会社減災ソリューションズ（以下「乙」という。）は、AI を活用した災害対応能力の向上及び防災 DX の推進を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条　本協定は、甲及び乙が相互に連携し、AI 災害対応支援システム「GENSAI X」を活用した訓練、実証等を実施することにより、災害対応能力の向上、防災 DX の推進及び地域防災力の強化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第 2 条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し協力する。

(1)　AI 災害対応支援システム「GENSAI X」を活用した災害対応訓練の企画及び実施

(2)　災害対策本部運営及び初動対応能力の向上に資する教育・訓練の実施

(3)　AI を活用した災害情報の収集、分析及び情報共有手法の実証

(4)　訓練及び実証結果の分析並びに災害対応手順の改善に関する提案

(5)　防災 DX の推進に向けた共同研究及び実証事業の実施

(6)　災害対応に関する知見、技術及び情報の共有

(7)　防災・危機管理分野における先進的な取組の検証及びその成果の普及

(8)　その他、本協定の目的を達成するために必要と認められる事項

（役割）

第 3 条　甲は、訓練及び実証事業の実施に必要な職員の参加、関係機関との調整その他必要な協力を行う。

2　乙は、次に掲げる支援を行う。

(1)　GENSAI X の提供及び運用支援

(2)　訓練シナリオの作成及び訓練運営

(3)　訓練及び実証結果の評価並びに改善提案

(4)　その他、本協定の目的達成に必要な技術的支援

（個別事業及び費用負担）

第 4 条　本協定は、甲乙間の連携に関する基本方針を定めるものであり、本協定のみをもって、具体的な事業の実施、発注、受注、対価の支払その他の義務を生じさせるものではない。

2　本協定に基づく事業の実施に要する費用については、個別に甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（秘密保持及び個人情報の取扱い）
第5条　甲及び乙は、本協定に関連して、相手方から開示を受け、秘密である旨が明示された情報又は、その性質上秘密として取り扱うことが相当な情報（以下「秘密情報」という。）を本協定の目的以外に使用し、又は相手方の事前の承諾なく第三者へ開示、漏えいしてはならない。
ただし、法令若しくは条例に基づく場合又は裁判所その他の公的機関から適法に開示を求められた場合は、この限りでない。
2　前項は、開示を受けた時点で既に公知であった情報、開示を受けた後に自己の責めによらず公知となった情報、開示を受ける前から適法に保有していた情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに取得した情報又は秘密情報によらず独自に開発した情報には適用しない。
3　甲及び乙は、個人情報を取り扱う個別事業を実施する場合、個人情報の保護に関する法令その他関係規程を遵守し、取扱目的、取扱範囲、安全管理措置、再委託、事故時の対応及び返還又は消去その他必要な事項を個別契約に定める。
4　本条の義務は、本協定終了後3年間存続する。ただし、個人情報については、適法に返還又は消去されるまで存続する。

（知的財産権）
第6条　本協定の締結前から甲又は乙が保有、取得若しくは開発した特許権、著作権、商標権、ノウハウその他の知的財産権は、従前どおり当該権利者に帰属する。
2　本協定により新たに生じた知的財産権の帰属及び利用条件は、個別に甲乙協議の上定める。
3　本協定は、明示的に定める場合を除き、相手方の知的財産権の譲渡又は利用許諾を意味するものではない。

（成果の活用及び情報発信）
第7条　甲及び乙は、本協定に基づき得られた成果を、防災施策の充実及び災害対応能力の向上に資するよう活用に努めるものとする。
2　法令又は条例に基づく開示を除き、成果の公表に当たっては、報道発表、学会発表、論文、公表資料その他の方法を含め、その内容、方法及び時期について甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害賠償）

第8条　甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により本協定に違反し、相手方に損害を与えた場合、相手方に現実に生じた直接かつ通常の損害を賠償する責任を負うものとし、逸失利益、間接損害及び特別損害については責任を負わない。ただし、乙の故意又は重大な過失による場合には、前記の損害範囲の制限は適用しない。

（有効期間、終了及び解除）
第9条　本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙から書面による終了の申し出がない限り、同一条件で、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
2　甲又は乙は、相手方に対し30日前までに書面で通知することにより、本協定を終了することができる。
3　本協定の終了は、終了時に有効な甲乙間の個別契約に影響を及ぼさない。ただし、当該個別契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。
4　甲は、乙について次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、何らの催告を要することなく、直ちに本協定の全部又は一部を解除することができる。
(1)　本協定に関する重大な違反があり、是正することが困難であるとき。
(2)　秘密情報若しくは個人情報の重大な漏えい、知的財産権の重大な侵害その他甲乙間の信頼関係を著しく損なう行為があったとき。
(3)　差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは公租公課の滞納処分を受け、又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始の申立てがあったとき。
(4)　支払停止若しくは支払不能となり、又は事業を廃止するなど、本協定に基づく義務の履行が困難であると合理的に認められるとき。
5　本協定の終了又は解除は、終了又は解除前に既に発生した甲又は乙の権利義務に影響を及ぼさない。ただし、前4項に基づき甲が解除した場合は、当該解除の原因と合理的に関連する個別契約についても、全部又は一部を解除することができる。
6　第5条、第6条、第7条第2項、第8条及び本条第5項の規定は、本協定の終了又は解除後も、その性質に応じて有効に存続する。

（反社会的勢力の排除）
第10条　乙は、乙並びに乙の役員及び実質的に乙の経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当せず、かつ、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないことを表明し、保証する。
2　乙は、自ら又は第三者を利用して、甲に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説の流布、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、若しくは甲の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を

行わない。
3　甲は、乙が前 2 項に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本協定及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
4　乙は、前項に基づく解除により損害を被った場合であっても、甲に対してその賠償を請求することができない。なお、当該解除により甲に損害が生じた場合、甲が乙に対してその賠償を請求することを妨げない。

（協議）
第 11 条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。電磁的記録により締結する場合は、甲乙が電子署名その他これに準ずる方法を施した電磁的記録を各自保管する。

令和８年１１月９日

甲　群馬県安中市安中一丁目２３番１３号
安中市
市　長　岩井　均

乙　東京都千代田区内神田一丁目 8 番 11 号　東京保井ビル 8 階
株式会社減災ソリューションズ
代表取締役社長　加古　嘉信